

児童扶養手当・特別児童扶養手当

受給には申請が必要です

市では、ひとり親家庭などで子どもを育てる人に児童扶養手当を、一定の障がいのある子どもを育てる人に特別児童扶養手当を支給しています。受給には、父または母、もしくは養育者からの申請が必要です。なお、既に申請済みの人は、新たに申請する必要はありません。

◆児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を監護する父または母、もしくは養育者に支給する手当で、児童が18歳に達した年度末まで支給されます（一定の障がいがある場合は20歳に達するまで）。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に重度の障がいがある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童

- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の母の児童

◆特別児童扶養手当

心身に一定の障がいのある児童を監護している父または母、養育者に支給する手当です。手当は、児童が20歳に達するまで支給されます。

※両手当とも、国内に住所がない場合や児童福祉施設に入所している場合など、一定の事由に該当する場合は支給されません。また、所得により、支給が制限または停止されることがあります。

申問【児童扶養手当】 子育て支援推進課子育て支援班 ☎74-3425 **【特別児童扶養手当】** 福祉課障害福祉班 ☎73-0096

縦覧期間は

4月1日～6月2日

土地・家屋 価格などの 縦覧

固定資産税納税者が、自己の所有する土地および家屋の価格（評価額）を、市内の土地や家屋と比較し、評価が適正かどうかを判断したい場合、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認できます。

縦覧には、運転免許証や納税通知書など本人確認ができるもの、代理人の場合は納税者からの委任状を持参してください。

◆縦覧できる人

- ①固定資産税の納税者
- ②納税管理人
- ③納税者の代理人

◆期間

6月2日（月）まで

※土・日曜日、祝日除く。

◆場所

税務課（市役所1階）

問 税務課資産税班

☎73・0087

市民提案型事業を募集

市では、市民や団体などが持つ知恵や力を生かして、主体的に取り組む事業を募集し、優れた提案に対して費用の一部を助成します。

◆募集事業の種類

- ①新団体設立支援
- ②団体ステップアップ支援
- ③協働提案型
- ④子どもまちづくり提案型

◆募集期間

- ①は10月31日（金）まで、②・③・④は8月29日（金）まで
- ※詳細は市ホームページをご覧ください。

申問 市民活動サポートセンター（環境生活課内） ☎73-0088

带状疱疹ワクチン定期予防接種

費用の一部を助成します

令和7年度から带状疱疹ワクチンの予防接種が定期接種化されることに伴い、接種費用の一部を助成します。

◆対象者

次の①または②に該当する人が対象です。

- ①令和8年3月末時点で65、70、75、80、85、90、95、100歳の人および101歳以上の

- ②60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより、日常生活がほとんど不可能な人

◆助成期間

令和8年3月31日（火）まで

◆ワクチンの種類と助成額

生ワクチン：4000円
不活化ワクチン：1万円

※接種1回当たりの助成額。不活化ワクチンは2回接種が必要。接種料金から助成額を引いた額が自己負担額。料金は医療機関により異なります。

◆助成方法

対象①の人へ協力医療機関を記載した個別通知や予約などを4月中旬に送付します。希望する医療機関へ予約の上、予診票を持参して接種を受けてください。対象②の人は左記までご連絡ください。

問 健康管理課 ☎73・1200